地方財政制度改革案　１

税源の移譲と新たな財政調整

（試案）

２０００年１２月１１日
市町村主権フォーラム
地 方 財 政 研 究 会

１　税源移譲のあり方
　１　市町村への税源移譲
　　①　地方税充当率について　1
　　②　市町村への税源の移譲　2
　２　新たな財政調整制度の創設
　　①　税源移譲後の財源不足　3
　　②　調整ファンドの創設　5

２　都道府県に対する税源移譲
　１　都道府県に対する税源移譲　10
　２　都道府県における財政調整　12

３　共同税の導入　16

４　税源移譲と財政調整の総括　16

本報告書は市町村主権フォーラム（代表世話人　榛村　純一掛川市長）に参加の市町村の財政担当者による財政研究会での１年にわたる討議の結果を、事務局が試案の形にとりまとめたものである。討議には恒松国民会議代表も参加した。
なお、市町村主権フォーラムの事務局は行革国民会議事務局がつとめている。

電話 03-3230-1853　ＦＡＸ03-3230-1852　　http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku

税源の移譲と新たな財政調整

１　税源移譲のあり方

地方分権の実現のためには税財源の地方移譲が不可欠であるが、移譲すれば問題が全て解決するわけではない。なによりも、どのような税源をどこまで移譲するかについての具体策についてはまだ議論が尽くされていない。そこで、ここでは税源移譲についての考え方を提示し、それにもとづく地方財政改革のための素案を組み立てることとしたい。もとより、まだ、ごくラフな試算に過ぎず、個々の数字よりも考え方についてご批判を仰ぎたい。扱ったデータは９８年度決算数字であるが、東京２３区については一般の市町村とは違った都区間財政調整制度があり、税の帰属がまた違っているので、ここでは検討の対象から除外した。２３区も普通の市町村と同じ制度に移行すべきと考えるが、それはまた独立した大きな課題である。

１　市町村への税源移譲

①　地方税充当率について

地方財政の自立度を測る物差しは、自前の税収でどこまで財政が賄えるかである。そこで歳出総額にしめる地方税収入の割合を「地方税充当率」とここで呼び、これを基本的な尺度として地方財政の自立を考えていくこととしたい。なお、地方交付税や譲与税などは、ここでは自前の税収とは考えていない。

まず全国の市町村の地方税充当率を計算してみると、最低は鹿児島・三島村の1.0%から知多市の73.5%まで、その差は極めて大きい。

市では、市全体の半分以上が充当率４５％未満であり、３０％から４０％の層が一番多い。町村では４０％未満のものが９割となり、市と比べて圧倒的に充当率が低い。町村の半分以上が１５％未満である。

図表１　地方税充当率ごとの市の分布

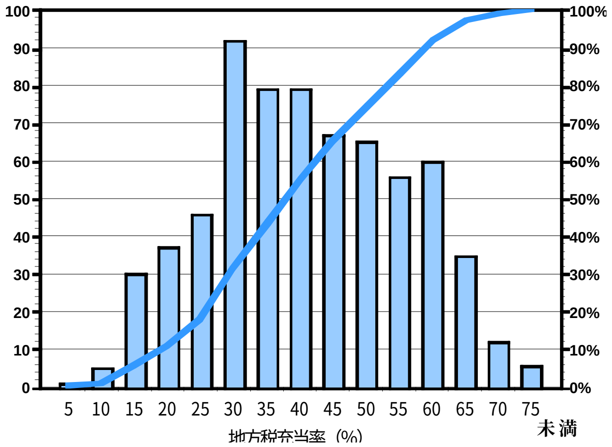

曲線は累積比率。目盛りは右側

図表２　地方税充当率ごとの町村の分布

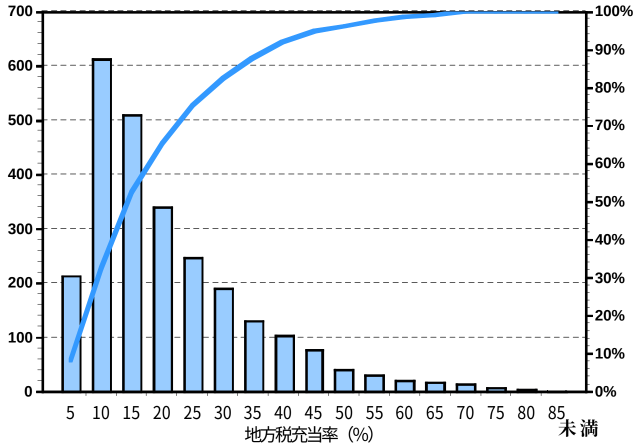

曲線は累積比率。目盛りは右側

② 市町村への税源の移譲

このような税収の格差のある中で税源の移譲を行ったときにどうなるかを、いくつかの市をサンプルにとって考えていきたい。

まず、税源移譲について、次のケースを想定した。

CASE１　所得税率の基幹にある３％分を市町村税に移譲する。
CASE２　これに加えて、法人所得税収の４分のＩも市町村に移譲する
CASE３　所得税率の基幹にあたる１０％分を市町村に移譲する
CASE４　これに加えて、法人所得税収の４分のＩも市町村に移譲する

サンプルとしてとったのは市町村主権フォーラム参加自治体のなかの１１市であり、その結果は下のグラフの通りである。地方税充当率はＡ市の１４％からＫ市の６５％までまちまちであり、Ｉ、Ｊ、Ｋの３市は交付税不交付団体である。これによって地方税充当率が６割程度になると不交付団体になるという推論が一応成り立つ。

さて、このグラフは税源移譲を上記のケース毎に行った結果を図示したものであるが、これを見てわかることは、地方税充当率が低い自治体においては、税源移譲を大幅に行ったとしても、事態はなかなか改善しないということである。また、税源移譲を大幅に行えば、現在でも充当率の高い自治体はますます豊かになり、大幅な財源超過となり、結果として自治体間の格差は広がることになる。したがって、税源の移譲は多ければ多いほどよいとは無条件にはいえないことになる。

そこで、これからの税源移譲のやり方としては上に掲げたケースのうち、ケース２であれば６割の線に近づく自治体が増えることになるので、これが現実的ではないかと考える（勿論、ここでは３％と１０％とのあいだに大きな開きがあり、絶対に３％でなければならないという理由はない。４％でもいいかもしれない)。なお、ケース２の特徴は法人税の一部を税源移譲の対象に加えたことであるが、これによって、大都市周辺の豊かな住宅都市だけでなく、地方の工業都市も６割の線に近づくことが出来るように考えたためである。

図表３　税源移譲による地方税充当率の変化

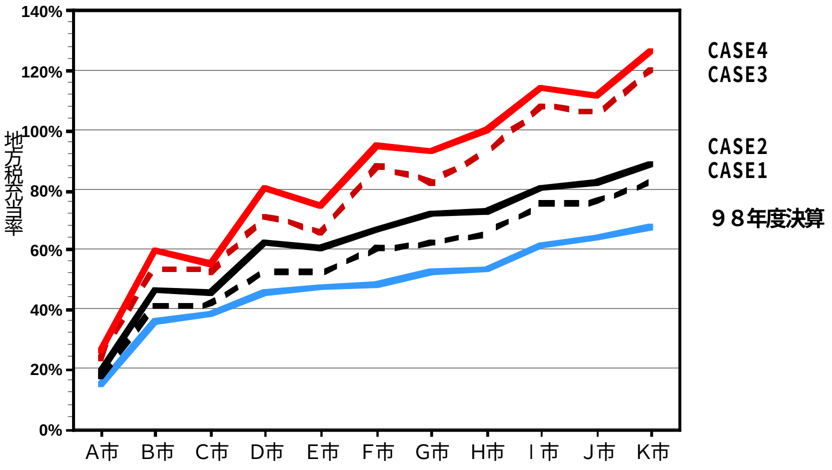

２　新たな財政調整制度の創設

ある程度の力を持った市においては、税源移譲によって不交付団体になる可能性も出てくるし、補助金への過度の依存も防ぐことが出来るようになる。しかし、多くの市町村では、税源移譲は財政の自主性の確立のために望ましいことには違いないが、それだけでは決定的な力にはならない。

交付税や補助金への依存からの脱却が地方財政自立の条件だとすれば、税源移譲に加えて新たな財政調整制度を創設する必要がある。そこで、やや極端な考え方かも知れないが、交付税や補助金など中央政府から交付されるものを全廃して､なおかつ､現在の財政規模を維持できるような制度を検討してみたい。補助金にはそれなりの有用性もあるだろうし、交付税や補助金が全廃されるということは考えにくいかも知れないが、あえてそれが可能となるような制度を考えることは、これからの地方財政制度の再構築に自由な発想を呼び込むことになると考えるからである。

①　税源移譲後の財源不足

まず、税源移譲と引き替えに補助金や交付税・交付金等の全廃を行った場合に生ずる財源不足について推計を行う。税源移譲額と現在中央政府や都道府県から受け取っている交付税・譲与税・交付金・補助金などの合計額とを比べてその差を計算し、これをそれぞれの歳出総額で割ったものを財源不足率と呼ぼう（プラスになれば財源超過率となる)。なお、市については、都道府県からの地方消費税交付金も返上の対象として計算したが、町村についてはその額が非公開で入手不可能であるので計算には含めていない。ただし、９８年度決算で見ると、都道府県からの地方消費税交付金１兆３０１５億円のうち１兆５３５億円が市に交付されているので、個々の町村に対する交付額は非常に少ないと考えられる。

全市町村について個別に税源移譲額を計算することは困難であるから、とりあえずさきの１１市をサンプルとして計算してみると、現在の地方税充当率と財源不足率との関係は下のグラフのようになる。

図表４　地方税充当率と税源移譲後の財源不足との関係

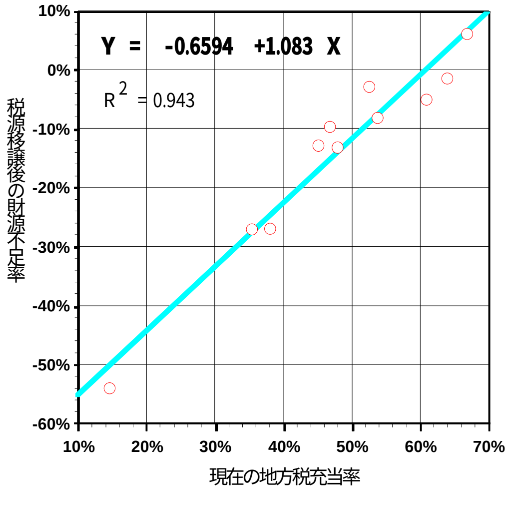

そこで全ての自治体についての財源不足額を推計するために、サンプル数があまりにも少ないことを承知の上で、ここからあえて回帰式を導き出せば、

y=-0.6594+1.083x

という計算式が導き出される。yは財源不足率、xは地方税充当率である。これからの作業でサンプル数を更に増やしてこの式をさらに修正していくとして、とりあえずこれをもとに考えることとしよう。

この数式により、地方税充当率が分かれば税源移譲後の財源不足率が計算できることになるので、これを全ての市町村に当てはめてそれぞれの財源不足率を計算すると、各市町村の財源不足の状況は下の棒グラフのようになる。これによると、殆どの自治体ではマイナスとなるが、しかし、そのマイナス率が５％以内のものを数えると市では９８、町村でも５６となる。特に市では税源移譲後の財源不足率がマイナス５％以内に収まるものが１５％となり、自由との引き替えに５％程度の減収を覚悟するというのであれば、これらの市は税源移譲によって交付税や補助金からの束縛から完全に解放されることになる。これはこれでかなりの成果ということができよう。

図表５-１　財源不足率ごとの市町村数

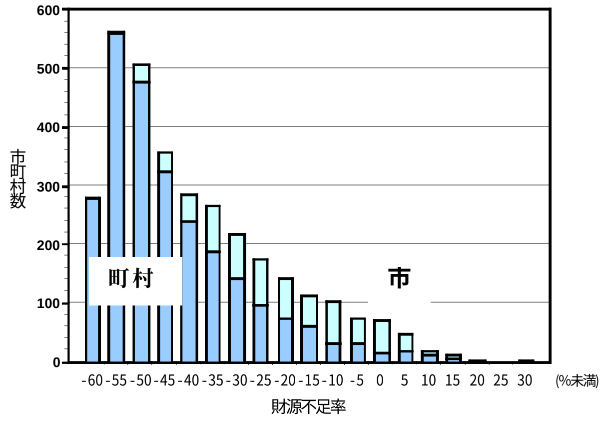

図表５-２　財源不足率による市町村分布状況

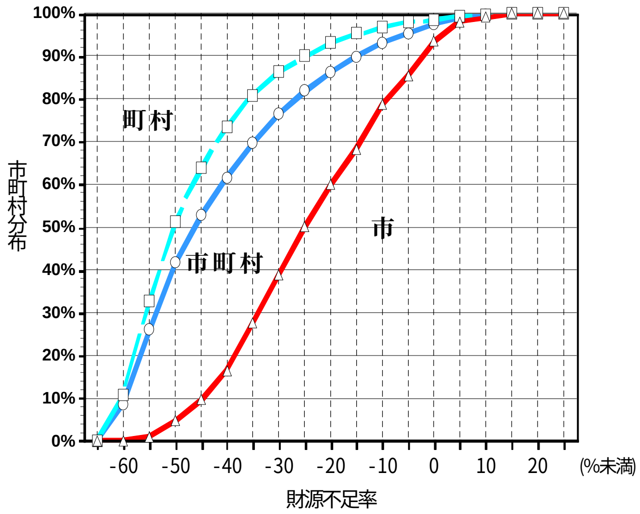

図表 5-3　**財源不足率ごとの市町村数**

不足率	町村	市	計
-60%未満	278	1	279
-55	559	5	564
-50	478	27	505
-45	323	33	356
-40	241	44	285
-35	189	75	264
-30	143	75	218
-25	98	76	174
-20	75	66	141
-15	60	54	114
-10	32	71	103
-5	30	45	75
0	16	54	70
5	19	30	49
10	11	8	19
15	6	6	12
20	3	0	3
25	0	0	0
30	1	0	1
計	2562	670	3232

補助金や交付税に縛られない自由な財政運営が出来るという自由と引き替えに、財源不足をどこまで甘受できるかは、自治体によって考え方が違うだろう。しかし、もしそれを１０％減までは甘受できると考えたとすると、さきほどの y=-０.６５９４+１.０８３x　の数式に y=-０.１ を代入すれば、　x=０.５２ という解が得られるから、現在の地方税充当率が５２％以上の自治体であれば、クリアー出来るという計算になる。

全国の市町村の地方税充当率の状況は冒頭に掲げたとおりであるが、改めてその分布を累積グラフに描けば、下のグラフのようになる。これで見ると、地方税充当率が５２％以上に該当する自治体は、市では１４０(２１％)、町村では８３(３％)である。町村はともかく、市では２割が今の状況でも先に挙げたケース２の税源移譲だけで、１０％の財源減少と引き替えに自由を獲得できるという計算になる。決して十分な数字ではないが、なんとか希望のもてる数字といえよう。

図表６　地方税充当率別市町村分布

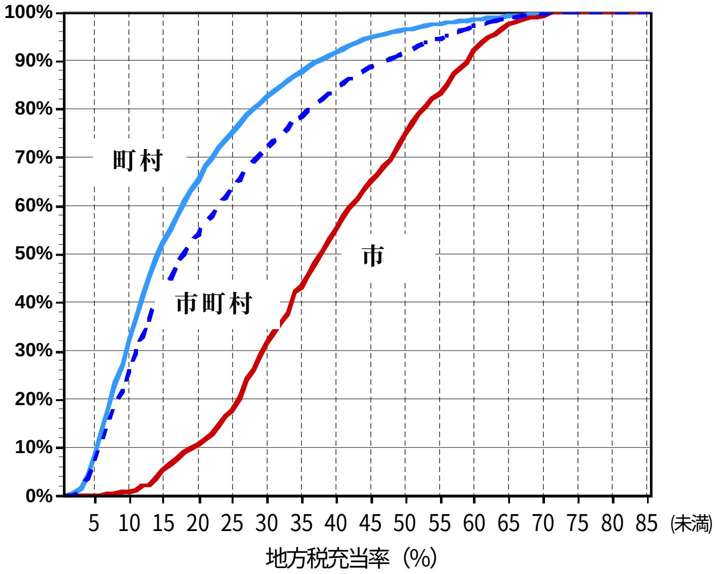

② 調整ファンドの創設

２割の市がなんとかクリア出来たとしても、全国の自治体の９０％以上が財源不足となる。この財源不足を補うために、税源移譲後に財政調整を行う必要がある。具体的には、別途、調整ファンドを設け、各自治体にはそこから不足分を補給することとする。

ただし、現在の交付税と同じ弊害を招かぬよう、その配分方式は極めて簡素なものとする。具体的には

① 初年度は、税源移譲後に財源不足となる自治体に対してはその不足額を全額、調整ファンドから補填する。税源移譲によって財源超過となる自治体はこの調整ファンドへ繰入れを行う。

② この初年度の各自治体への補填額（または自治体の繰入額）が調整ファンドに占める比率を計算し、それを各自治体の配分比として、当分（５年間

程度）固定する。
③ 調整ファンドの原資は、所得税と法人税を国と地方の共同税とし、そこから捻出する。
④ 次年度からは、共同税収の見積もりを行って調整ファンド額を決定すれば（決定方法は後述）、各自治体への配分額はそれにそれぞれの配分比をかけて自動的に決定される。

以上の基本方針に沿って、具体的な計算をさきにサンプルとして採った１１市について行えば、次の通りとなる。

まず、地方税収を歳出総額で割って、各自治体の現在の地方税充当率を計算する。地方税充当率が計算できたら、先の計算式（ｙ=1.083x-0.6594）のｘにそれを代入し、財源不足率を計算する。この財源不足率に歳出総額をかけたものが財源不足額である。

この財源不足額がマイナスになるところは調整ファンドからの補填が行われ、プラスになるところはファンドに拠出する。この計算を全国の市町村について行って財源不足の総額を求めると１２兆９８９４億円となる。（マイナスだけの総和は１３兆１１４２億円であり、財源超過の自治体から合計１２２１億円弱の拠出が行われる。）

次いで、各自治体の財源不足（超過）額をこのファンド額１２兆９８９４億円で割って、各自治体の配分比を求める。１１市についての結果を掲げれば下の表のようになる。プラスはファンドからの給付、マイナスはファンドへの拠出を示す。この配分比を当面固定して、次年度からの配分に適用する。

問題は次年度からのファンド総額をどう計算するかであるが、都道府県への配分も絡むので、これについてはあとで述べることとする。

図表７　配分比の計算例

(単位:千円)

	歳出総額	地方税	充当率	財源不足 不足率	不足額	配分比
Ａ市	34,928,859	5,100,096	14.6%	-50.1%	-17,508,686	0.16%
Ｂ市	24,078,739	9,101,656	37.8%	-25.0%	-6,020,427	0.05%
Ｃ市	17,406,927	6,615,060	38.0%	-24.8%	-4,314,018	0.04%
Ｄ市	34,926,241	15,764,930	45.1%	-17.1%	-5,956,944	0.05%
Ｅ市	28,437,755	13,310,348	46.8%	-15.2%	-4,336,749	0.04%
Ｆ市	31,223,708	14,984,618	48.0%	-14.0%	-4,360,572	0.04%
Ｇ市	50,360,699	26,494,861	52.6%	-9.0%	-4,513,910	0.04%
Ｈ市	126,554,098	68,088,738	53.8%	-7.7%	-9,709,669	0.09%
Ｉ市	56,048,426	34,176,813	61.0%	0.1%	55,156	0.00%
Ｊ市	119,192,987	76,212,570	63.9%	3.3%	3,942,358	-0.04%
Ｋ市	56,489,803	37,806,112	66.9%	6.5%	3,694,643	-0.03%

注：全国の市町村の財源不足額の総和は１２兆９８９４億円。これで各自治体の財源不足額（または超過額）を割れば、それが調整ファンドの配分比となる。プラスは給付を受け、マイナスは拠出する。

なお、以上の計算結果が現実とどのくらい乖離しているかをサンプルとしてとった１１市について見てみると、次の表のとおりとなる。

現実の不足額とは、CASE2 による税源を移譲する一方、交付税・補助金等をすべて返上した場合に各自治体に生ずる現実の財源不足額であり、推計値というのは、これまで述べてきたような、モデルに基づく財源不足率の計算結果による財源不足額の推計値である。差異というのはその差額であり、比率というのはそれが歳出総額に占める比率である。

これで見ると、Ａ市とＩ、Ｊ市ではややマイナスが大きく、また、Ｄ、Ｅ、Ｇ市では得がやや大きいなど、現実とのブレが生じているが、全体としてはまあまあの範囲に収まっているといえる。このブレは、計算式を１次関数としたために生じたものであり､計算式をたとえば３次方程式にすると若干減少する。したがって、さらにデータを揃えて計算式を整備し、微調整を行っていけば、さらに精度が高まるだろう。念のため、３次方程式を計算式に採用した場合の計算例を補注として示しておく。

なお、誤解のないようにつけ加えるならば、ここで示した計算式はあくまでおおまかな推論を行うにあたって採用するだけであって、実際に財政調整を行う場合においては、各自治体の財源不足額は計算式による推計ではなく個別に積み上げで計算することになるから、このような誤差は生じない。計算式は、あくまでも全自治体のデータをとらずに大まかに推論する際の便宜的な道具に過ぎない。

図表８　１１市についての検算結果　　　　単位：千円

	財源不足（推計）		現実の不足		差　異	
	不足率	不足額	不足額	不足率	額	歳出にしめる比率
Ａ市	-50.1%	-17,508,686	-18,879,444	-54.1%	-1,370,758	-3.9%
Ｂ市	-25.0%	-6,020,427	-6,529,025	-27.1%	-508,598	-2.1%
Ｃ市	-24.8%	-4,314,018	-4,698,359	-27.0%	-384,341	-2.2%
Ｄ市	-17.1%	-5,956,944	-4,497,562	-12.9%	1,459,382	4.2%
Ｅ市	-15.2%	-4,336,749	-2,771,469	-9.7%	1,565,280	5.5%
Ｆ市	-14.0%	-4,360,572	-4,131,600	-13.2%	228,972	0.7%
Ｇ市	-9.0%	-4,513,910	-1,469,796	-2.9%	3,044,114	6.0%
Ｈ市	-7.7%	-9,709,669	-10,369,207	-8.2%	-659,538	-0.5%
Ｉ市	0.1%	55,156	-2,893,927	-5.2%	-2,949,083	-5.3%
Ｊ市	3.3%	3,942,358	-1,774,662	-1.5%	-5,717,020	-4.8%
Ｋ市	6.5%	3,694,643	3,413,827	6.0%	-280,816	-0.5%

補注１

計算式に３次方程式を採用した場合の計算結果は下の表の通りである。３次関数を採用すれば、地方税充当率の低い自治体と高い自治体についての誤差は若干少なくなる。その代わり、中間の自治体では超過幅が減少したりマイナスに転じたりすることになる。１１市だけであれば３次関数の方が良いようだが、どのような計算式を採用するかは、さらにサンプルを増やしたあとで判断すべきだろう。念のため、両者のグラフを掲げておく。

補注図表１　３次式の場合　(単位：千円)

	財源不足（推計）		現実の不足		差　異	
	不足率	不足額	不足額	不足率	額	歳出にしめる比率
Ａ市	-54.3%	-18,975,132	-18,879,444	-54.1%	95,688	0.3%
Ｂ市	-23.9%	-5,755,612	-6,529,025	-27.1%	-773,413	-3.2%
Ｃ市	-23.6%	-4,115,877	-4,698,359	-27.0%	-582,482	-3.3%
Ｄ市	-15.0%	-5,238,861	-4,497,562	-12.9%	741,299	2.1%
Ｅ市	-13.1%	-3,734,058	-2,771,469	-9.7%	962,589	3.4%
Ｆ市	-11.8%	-3,697,959	-4,131,600	-13.2%	-433,641	-1.4%
Ｇ市	-7.2%	-3,630,237	-1,469,796	-2.9%	2,160,441	4.3%
Ｈ市	-6.1%	-7,746,145	-10,369,207	-8.2%	-2,623,062	-2.1%
Ｉ市	-0.7%	-382,601	-2,893,927	-5.2%	-2,511,326	-4.5%
Ｊ市	0.9%	1,112,774	-1,774,662	-1.5%	-2,887,436	-2.4%
Ｋ市	2.1%	1,208,131	3,413,827	6.0%	2,205,696	3.9%

注：財源不足率の計算式は　$Y=-0.698+0.842X+1.811x^2-2.186x^3$　である

補注図表２　財源不足推計のための２つの回帰式

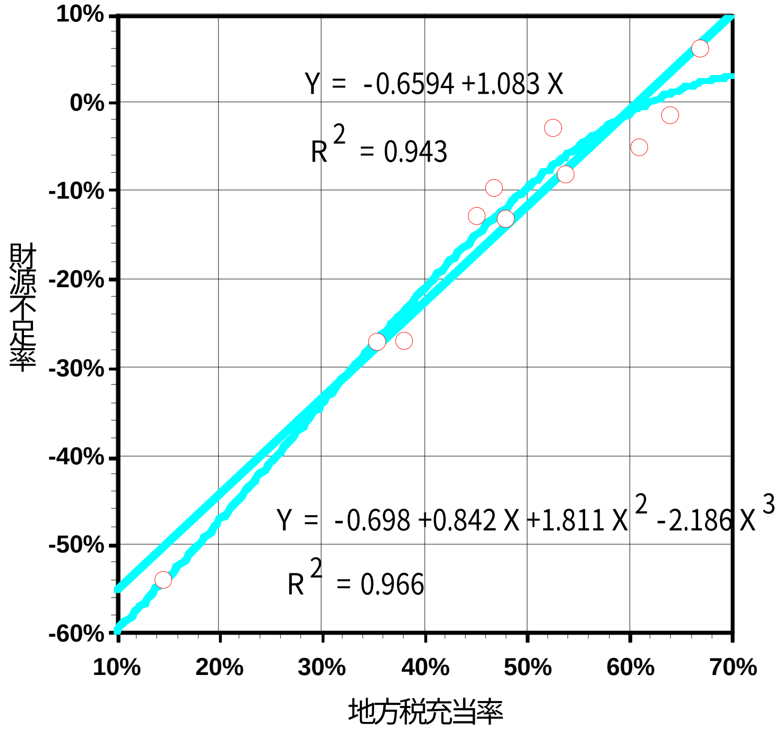

補注２

全国の市町村の配分比の分布は下のグラフのようになる。とくに配分比の高いところが、政令指定都市や県庁所在都市であり、あとは０．１～０．２％の間に収まるものが多い。

配分比の大きい順に挙げれば、大阪、神戸、札幌・福岡、京都、名古屋、北九州、横浜、広島の各都市が１％以上の配分比となり、これに長崎、旭川、仙台、熊本、金沢、川崎、鹿児島、尼崎、函館、新潟、高知、千葉、岡山、釧路と続く。財政調整は都市部から農村部へと一般にいわれているが、こうした大都市への財政調整が巨額になることは認識すべきである。一方、拠出の多いところは、市原、吹田、豊田、船橋、厚木、所沢、刈谷、小牧、藤沢などの住宅都市である。

また、これを一人当たりの金額で見ると、配分額の多いのは十島村（６５３万円）、三島村（５１５万円）、青ヶ島村（３６９万円）、御蔵島（３１２万円）などは特別として、一人当たり１０万円を中心としてその前後に分布している。政令指定都市は人口が多いため、大阪でも一人当たりでは２０万円、神戸では２３万円、札幌でも１３万円と、飛び離れて多いわけではない。

補注図表３　地方税充当率と配分比

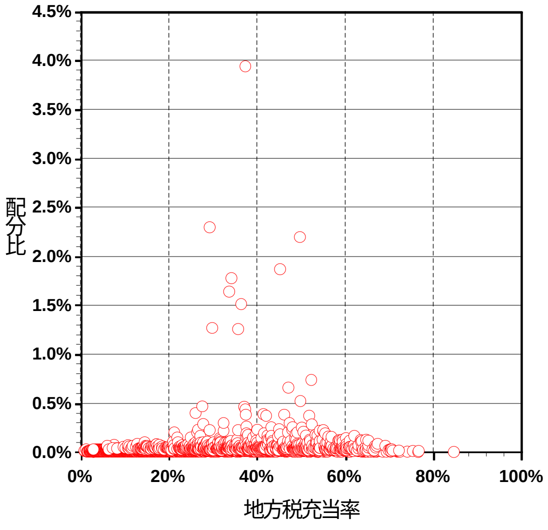

補注図表４　一人当たり配分額別市町村数

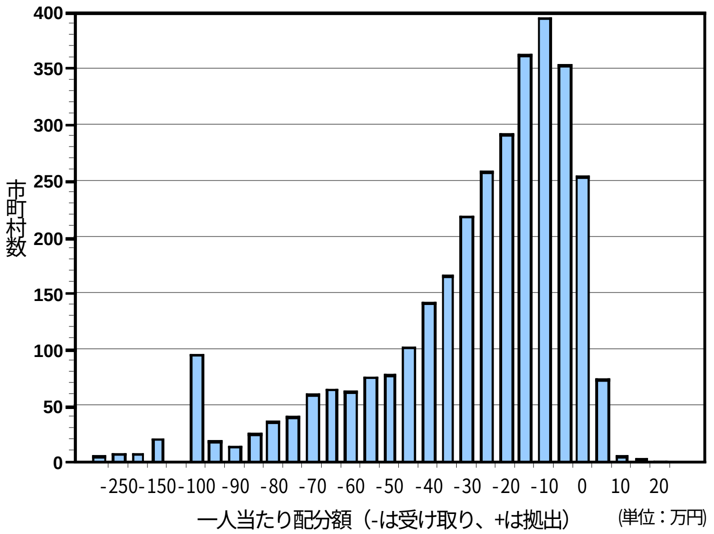

２　都道府県に対する税源移譲

１　都道府県に対する税源移譲

市町村と都道府県とは、かなり様相が異なる。都道府県の財源構成をグラフ化してみると下の通りであり、地方税の少ない部分を交付税が補い、さらに補助金の交付ががそれをさらに補って、この３者の合計によってほぼ各都道府県が横並びになる状況がわかるが、ここでまず指摘すべきことは、地方税充当率の低さである。もちろん、東京都のように地方税収が歳出の６割に達しているところも例外的にあるが、あとは４割程度のところが２～３あるだけで、殆どが２割程度でしかない。市の場合には、５割以上の市が地方税充当率が４割弱であったことを考えれば、都道府県は町村なみの財政力しか持っていないことがわかる。したがって、自主財源を確保するには、かなり大幅な税源の移譲を行わなければならないが、それを機械的に行うと今度は財政力の強い東京都がさらに有利な結果となりかねない。

なお、地方消費税は一応都道府県税となっているが、都道府県の裁量の余地はまったくないのでここでは都道府県税からは除外した。また、下のグラフにおける地方消費税は都道府県間で水平調整を行ったあとの都道府県受け取り分のみを計上した。これにともない、都道府県から市町村への地方消費税交付金も都道府県の歳出総額から差し引いて計算した。

図表９　都道府県の財源構成

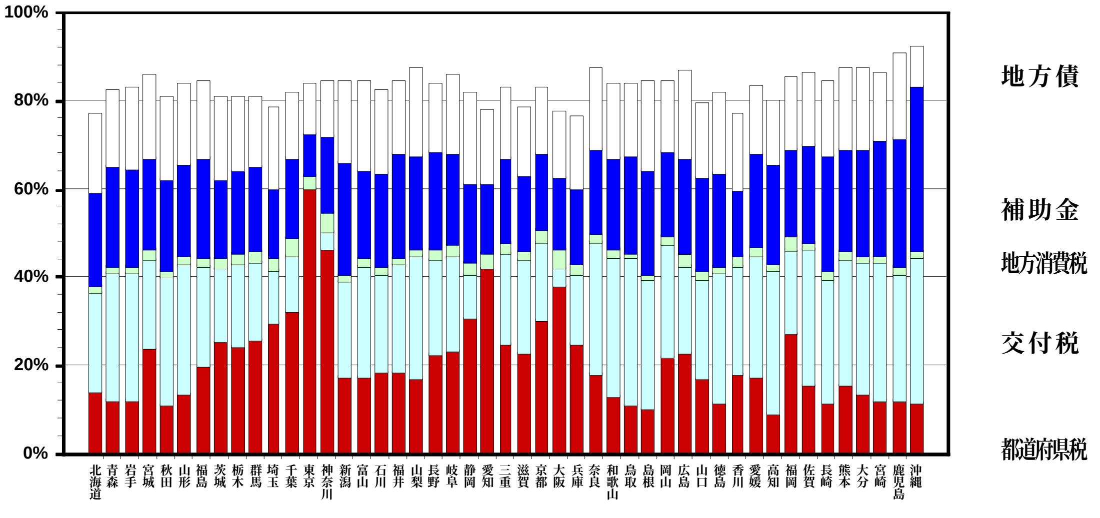

また、それぞれの都道府県内における地方税収、国税収入が都道府県の財政規模に対する割合を見ると、東京、愛知、大阪、福岡のように、その合計が財政規模を超えるところもある一方、多くの県では国税と地方税の合計が地方財政規模に達していない。さらに、中央政府から受けた交付税や補助金の合計額と比較しても、１９の県では県内であがる国税収入の方が少ない。つまり、こうした県では、県内の市町村への税源移譲を無視して１００%国税を県へ移譲したところで、まだ財源が不足することになる。

図表10　歳出規模に対する国税・地方税の比率

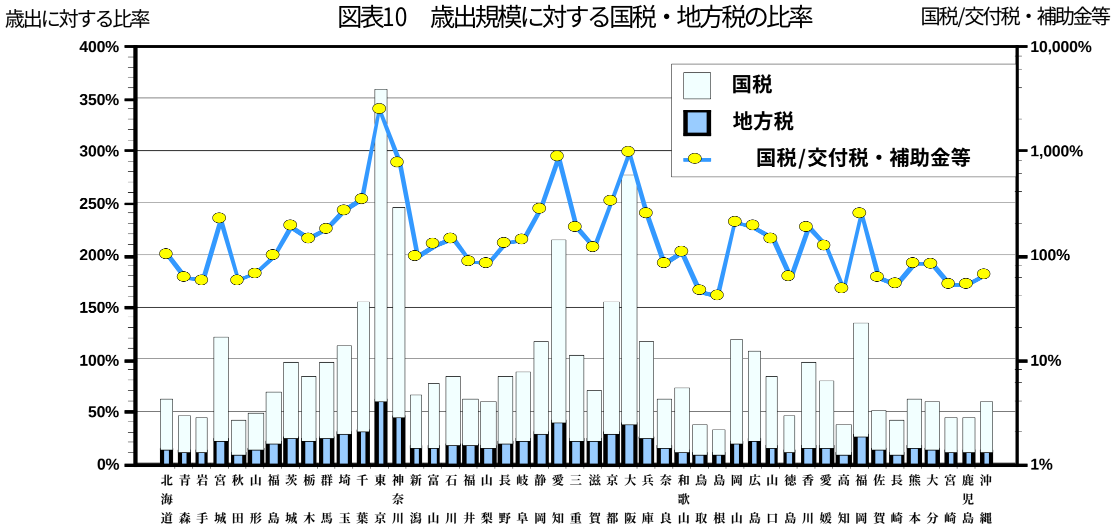

注：グラフの折れ線は、都道府県内の国税収入額を中央政府から交付された交付税、譲与税、地方消費税（都道府県分）、補助金等の総額で割ったものである。目盛は右側の対数尺。

こうした状況の背後には、国税の体系が東京一極集中となっているためであって、このゆがみを直さない限り、単純に税源を移譲してもかえって都道府県間の格差を助長することになる。とはいえ、都道府県に税源移譲を行わなくてもいいということにはならない。なんといっても、自前の財源を少しでも確保することが財政自立の第１歩であるからである。

都道府県の税としていかなる税目をどこまで移譲すべきか。すでに、市町村には所得税と法人税の一部を移譲することを検討した。そこで、都道府県には、法人税の４分の１と消費税の全額を移譲することとする。なお、都道府県に法人税の４分の１を移譲するのは、市町村に対する移譲と平仄をあわせたもので、具体的には法人事業税の増強という形で吸収していくことになろう。

このような税源の移譲を行った後で、これまでの地方税とあわせて自主財源比率がどこまで高まったかを見ると、次ページのグラフの通りである。東京や愛知、大阪は財源超過となるが、他の道府県では依然として自主財源比率は低い。この財源移譲の見返りにこれまでの地方交付税や補助金を全額廃止するとなると、３～４割以上も財源が不足するところが続出する。これでは財政はなりたたない。

こうして考えると、財政の自立のために税源移譲を検討することは当然必要であるが、国税の東京一極集中を正すとともに都道府県間で財源を融通する制度を創設することが不可欠となる。

図表11　税源移譲後の自主財源比率と財源不足率

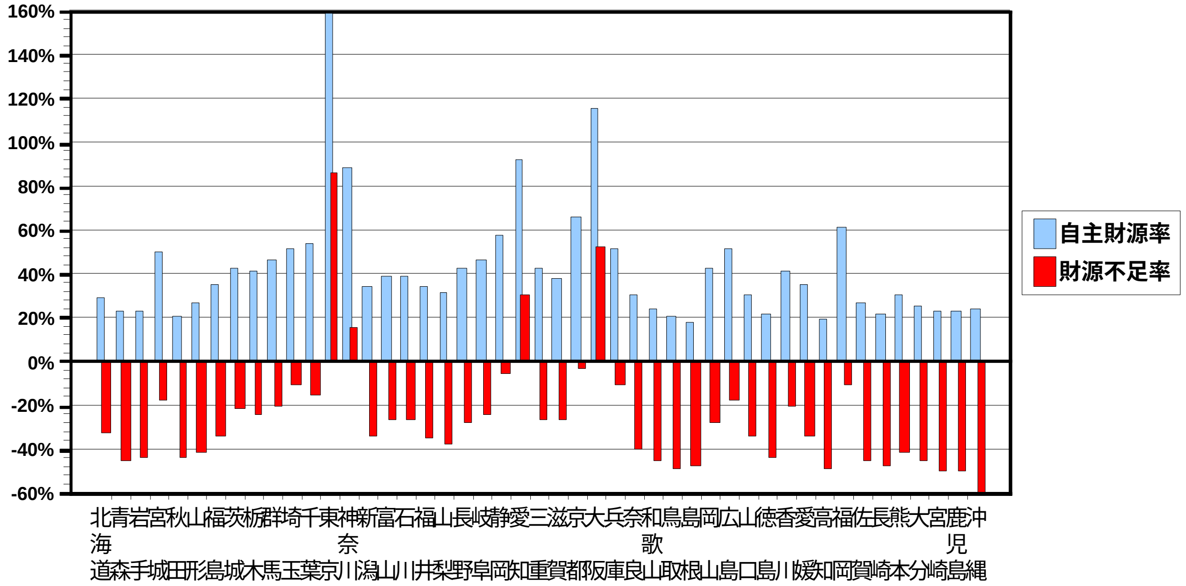

注：自主財源比率とは税源移譲後の税収を歳出総額で割ったもの。財源不足率とは、税源移譲の見返りに交付税・補助金等を返上した差額を歳出総額で割ったもの。プラスのところは財源超過。

２　都道府県における財政調整

都道府県においては、消費税の全額と法人税の４分の１を移譲することとしたが、それでも交付税や補助金など全て返上しようとすれば、多くの自治体では大幅な財源不足となる。

つまり、全体では税源移譲額は１７兆２０７２億円（９８年度における消費税総額と法人税額の４分の１の合計）になるが、国から都道府県に対する交付税や補助金等の合計は２０兆８１３９億円であるから、これを返上することになると３．６兆円の財源不足となる。そこで、後で検討する共同税からこの財源を拠出し、それに財源超過となる東京、神奈川などから超過分を拠出させて財政調整のためのファンドを設立し不足分を補うこととすれば、これまでの財政規模を維持することが可能となる。

具体的な計算は、市町村で試みたように基準年度における各都道府県毎の拠出分ないし受け取り分を計算し、それをたとえば５年ごとに再計算して調整していくワク配分方式をとることとすれば、地方財政の健全化の努力がそのまま自治体財政の余裕として手元に残ることになる。９８年度の実績をもとに、そのワク配分率を計算すれば次の通りである。

図表１２　都道府県財政調整表

単位：100 万円

都道府県	歳出	歳入	地方税	所得税	法人税	消費税	税源移譲額	自主財源	財源率	交付税・補助金等	過不足	率	配分比
	a	b	c	d	e	f	g	h	I	j	k	l	m
							e*0.25+f	c+g	h/a		g-j	k/a	
北海道	3,415,305	3,502,158	488,912	554,299	271,161	429,343	497,133	986,045	28.9%	1,559,672	-1,062,539	-31.1%	29.5%
青　森	880,891	910,573	108,950	106,833	41,720	77,380	87,810	196,760	22.3%	469,301	-381,491	-43.3%	10.6%
岩　手	900,253	939,525	112,665	111,621	53,749	81,175	94,612	207,277	23.0%	474,266	-379,653	-42.2%	10.5%
宮　城	930,416	975,117	225,009	271,135	157,812	199,830	239,283	464,292	49.9%	399,970	-160,687	-17.3%	4.5%
秋　田	806,954	830,794	91,867	85,846	38,613	63,819	73,472	165,339	20.5%	412,814	-339,342	-42.1%	9.4%
山　形	722,909	751,725	99,907	100,456	46,612	79,063	90,716	190,623	26.4%	375,800	-285,084	-39.4%	7.9%
福　島	1,049,569	1,089,954	213,387	169,422	73,248	129,543	147,855	361,242	34.4%	493,626	-345,771	-32.9%	9.6%
茨　城	1,157,837	1,205,280	295,629	281,561	110,825	170,134	197,840	493,470	42.6%	427,625	-229,784	-19.8%	6.4%
栃　木	841,478	880,069	207,603	206,891	67,215	122,736	139,540	347,142	41.3%	335,872	-196,332	-23.3%	5.4%
群　馬	806,196	844,308	207,397	204,420	96,988	143,287	167,534	374,931	46.5%	319,724	-152,190	-18.9%	4.2%
埼　玉	1,886,394	1,978,956	568,781	639,518	198,827	347,966	397,673	966,453	51.2%	574,712	-177,040	-9.4%	4.9%
千　葉	1,517,378	1,583,885	487,918	570,220	155,882	277,968	316,939	804,857	53.0%	530,187	-213,249	-14.1%	5.9%
東　京	6,415,558	6,596,217	3,883,822	6,334,490	5,739,022	4,845,449	6,280,205	10,164,027	158.4%	759,288	5,520,917	86.1%	-153.1%
神奈川	1,712,232	1,768,749	797,245	1,224,112	395,832	604,426	703,384	1,500,629	87.6%	441,400	261,984	15.3%	-7.3%
新　潟	1,351,340	1,396,662	239,091	221,749	121,952	184,442	214,930	454,021	33.6%	663,365	-448,435	-33.2%	12.4%
富　山	633,206	677,652	111,365	130,143	72,431	118,969	137,077	248,442	39.2%	296,452	-159,375	-25.2%	4.4%
石　川	661,083	685,354	124,388	148,136	97,957	107,886	132,375	256,763	38.8%	297,571	-165,196	-25.0%	4.6%
福　井	560,094	581,900	102,883	91,713	47,467	77,143	89,010	191,893	34.3%	279,846	-190,836	-34.1%	5.3%
山　梨	535,789	567,305	92,287	92,803	54,716	61,209	74,888	167,175	31.2%	273,169	-198,281	-37.0%	5.5%
長　野	1,059,446	1,104,403	237,502	290,914	138,817	172,287	206,991	444,493	42.0%	491,858	-284,866	-26.9%	7.9%
岐　阜	876,366	921,547	204,342	221,632	122,174	165,100	195,644	399,986	45.6%	395,880	-200,236	-22.8%	5.6%
静　岡	1,354,203	1,410,750	418,433	465,674	233,189	302,024	360,321	778,755	57.5%	417,458	-57,137	-4.2%	1.6%
愛　知	2,191,895	2,257,353	917,581	1,273,179	930,216	860,538	1,093,092	2,010,673	91.7%	427,739	665,353	30.4%	-18.4%
三　重	786,564	841,391	196,496	192,885	74,123	115,990	134,521	331,017	42.1%	335,209	-200,688	-25.5%	5.6%
滋　賀	592,120	614,634	136,533	120,475	51,652	73,525	86,438	222,971	37.7%	239,322	-152,884	-25.8%	4.2%
京　都	871,583	906,603	265,175	375,662	284,638	236,811	307,971	573,146	65.8%	329,553	-21,583	-2.5%	0.6%
大　阪	2,487,895	2,590,645	951,868	1,990,942	1,447,992	1,547,908	1,909,906	2,861,774	115.0%	605,652	1,304,254	52.4%	-36.2%
兵　庫	2,031,702	2,110,681	510,827	673,797	303,384	449,096	524,942	1,035,769	51.0%	723,603	-198,661	-9.8%	5.5%
奈　良	560,481	580,365	102,430	117,933	40,513	58,804	68,932	171,363	30.6%	286,817	-217,884	-38.9%	6.0%
和歌山	602,419	630,785	79,688	97,921	37,993	57,298	66,796	146,485	24.3%	327,002	-260,206	-43.2%	7.2%
鳥　取	459,295	475,308	51,610	49,681	21,994	37,372	42,871	94,481	20.6%	262,077	-219,206	-47.7%	6.1%

島　根	685,331	712,875	69,311	63,637	39,616	44,095	53,999	123,310	18.0%	371,773	-317,774	-46.4%	8.8%
岡　山	779,779	808,779	172,328	191,524	103,787	137,099	163,046	335,374	43.0%	365,900	-202,855	-26.0%	5.6%
広　島	1,110,441	1,151,750	252,607	380,880	185,307	264,391	310,718	563,325	50.7%	495,841	-185,123	-16.7%	5.1%
山　口	823,435	851,190	139,611	141,506	67,103	97,226	114,002	253,613	30.8%	377,345	-263,343	-32.0%	7.3%
徳　島	584,528	619,800	69,638	83,758	41,692	49,292	59,715	129,353	22.1%	304,697	-244,982	-41.9%	6.8%
香　川	543,212	569,496	98,524	130,499	87,329	102,310	124,142	222,667	41.0%	227,607	-103,465	-19.0%	2.9%
愛　媛	706,770	777,322	123,592	134,731	94,583	105,025	128,671	252,263	35.7%	359,994	-231,324	-32.7%	6.4%
高　知	630,074	664,775	59,448	68,361	39,487	47,234	57,106	116,553	18.5%	356,234	-299,128	-47.5%	8.3%
福　岡	1,512,466	1,596,384	418,514	544,116	361,287	411,230	501,552	920,066	60.8%	634,381	-132,829	-8.8%	3.7%
佐　賀	516,211	533,401	81,053	62,520	32,681	46,220	54,390	135,443	26.2%	281,928	-227,538	-44.1%	6.3%
長　崎	857,362	902,488	98,792	120,087	49,614	78,933	91,337	190,128	22.2%	484,366	-393,030	-45.8%	10.9%
熊　本	867,539	908,252	137,346	171,264	83,178	104,457	125,252	262,598	30.3%	467,543	-342,291	-39.5%	9.5%
大　分	702,964	748,438	96,902	93,971	54,008	71,601	85,103	182,005	25.9%	390,016	-304,913	-43.4%	8.5%
宮　崎	678,521	703,322	83,658	84,878	39,671	58,416	68,334	151,992	22.4%	399,449	-331,115	-48.8%	9.2%
鹿児島	1,016,777	1,077,282	124,690	123,867	63,735	94,682	110,616	235,306	23.1%	604,873	-494,258	-48.6%	13.7%
沖　縄	651,385	667,147	76,851	99,306	53,103	65,211	78,487	155,337	23.8%	467,644	-389,157	-59.7%	10.8%
合　計	53,325,646	55,503,347	14,634,460	19,910,968	12,924,895	13,975,943	17,207,167	31,841,627	59.7%	20,813,938	-3,606,771	-6.8%	100.1%

注：1　配分比とは財源不足額（=共同税からの調整ファンド額）に対する配分比であり、東京など財源超過の自治体は、この 1.6 倍の拠出を行うことになる。
　　2　歳出額からは市町村への地方消費税交付金を差し引いてある。また、地方税には地方消費税収は含んでいない。消費税収は、過去の消費税分も含む。

３　共同税の導入

以上、市町村と都道府県の財政調整について新たな仕組みを提案したが、問題はその調整ファンドをいかに確保するかである。そこで、ここではその調整ファンドを確保するための共同税の導入を提案したい。

共同税の財源として、市町村や都道府県に一部移譲した後の所得税及び法人税収を充てることを考える。９８年度決算によれば、所得税収は１９兆９１１０億円、法人税収は１２兆９２５０億円、合計３２兆８３６０億円である（徴収決定済ベース)。都道府県へは法人税収の４分の１が移譲されるから、移譲額は３兆２３１３億円である。また、市町村への税源移譲額は法人税と所得税があわせて５．３兆円程度と推計される[1]（脚注参照）から、合計８．５兆円程度が移譲される計算となる。したがって、共同税のファンドは残りの２４．３兆円となる。

一方、調整ファンドとしての所要額は、市町村分が１２兆９８９４億円、都道府県分が３兆６０００億円、合計１６兆５９００億円となり、これは共同税の６８．３％に相当する。そこで、この比率も当分（５年間ほど）固定し、共同税収の６８．３％をつねに調整ファンドに充てることとし、さらに市町村と都道府県の配分も７８対２２に固定化すれば、各自治体への配分額の決定についての全ての計算は極めて簡素化されることになる。

４　税源移譲と財政調整の総括

移譲の作業の結果を要約すれば、次の通りである。

①　所得税の基幹部分のうち３％分は市町村の財源(住民税)として移譲する。そのために住民税の改組を行い、固有の財源とする。

②　法人税は、現在の税収の４分の１相当分を市町村と都道府県にそれぞれ移譲する。そのために、法人住民税ならびに法人事業税の改組を行い、固有の財源とする。

③　消費税は全額都道府県へ移譲する。小売り売上税の形となることが想定される。移譲額は約１４兆円になる。

④　以上の結果、税源移譲額は都道府県へ１７．２兆円、市町村へは５．３兆円程度の移譲となり、合計は２２．５兆円となる。

⑤　税源移譲の見返りとして、交付税・補助金、譲与税等々全ての財源給付制度を廃止する。この総額は３９兆円である。

⑥　税源移譲後も生ずる財源不足（または財源超過）を補正するため、新たな財政調整制度を導入する。そのために必要なファンドは市町村分が約１３兆円、都道府県分が３．６兆円、あわせて１６．６兆円となる。

---

[1] 市町村への所得税の移譲額は個別に計算するしかない。しかし、ここでは、現在の依存財源総額（交付税や補助金等の総計）１８兆２０４１億円を税源移譲の見返りに返上すると、全体で１２兆９８９４億円の財源不足となることから、その差額５．３兆円を税源移譲額と推計した。財源不足額総計は内部での相殺分が含まれているから、実際にはこれより多少多いと思われる。

⑦　財政調整のためのファンドは一部税源移譲後の所得税および法人税を国と地方との共同税として、そこから捻出する。９８年度の所得税と法人税の総額は３２．８兆円であるが、税源移譲によって法人税は半減し所得税も約３．７兆円ほど移譲される計算になるから、残りは約２４．３兆円となる。地方への配分額は１６．５兆円であるから、この比率を固定して地方が６８．３％、残りを国と配分を定め、税収が上がればファンドが増えるという仕組みとする。
⑧　つまり、細かい数字は別としてラフに言えば、共同税収の７割を地方へ回す。そのなかの２２％を都道府県の財政調整ファンドとし、残りのファンドを市町村の調整に充てるということになる。ファンドは共同税の増減で自動的に上下する。経済が上向けば税収は増えるし、下向けば下がる。国も都道府県も市町村も、経済運営に連帯責任を負うことになる。
⑨　こうして、当面の地方財政規模を維持したまま、交付税と補助金は全廃することが可能となる。交付税や交付金、補助金など外部に依存した財源は都道府県で約２０兆円、市で約１２兆円、町村で約７兆円と計算されるから、その合計は約３９兆円である。これを返上して、その代わりに２２．５兆円の税源移譲と１６．６円の財政調整ファンドを獲得することになる。
⑩　その結果、交付税は廃止され、基準財政需要などの細かな計算は一切不要となる。また、補助金交付に伴う中央官庁からの細かな指図もなくなる。教育や医療、福祉、インフラ整備などは各自治体の自由裁量となり、重点的な財源の配分が可能となる。しかし、それだけに自治体の責任は重くなり、また、住民による参加と監視の仕組みが不可欠となる。
⑪　何よりも重要なことは、税源移譲によって固有の財源が増え、自らの政策の良し悪しで税収が上下する仕組みが強化されることである。自治体の努力によって税収が増えれば、それはそのままその自治体の財源となる。財政の自動調整機能が今以上に強く働くことになる。地域経済を振興など自治体運営、政策の舵取りが重要となる。
⑫　また、自治体の政策が効を奏して税収が増え、地方税充当率が高まってくれば、たとえば５年に１度の見直しによって財政調整による給付額は少なくなるかもしれない。しかし、それは経済力が高まったことの反映であり、また、財政調整という外部の影響に作用される度合いが減ることであるから、それが自治体の意欲を削ぐことにはつながらないだろう。
⑬　国・地方の損得勘定の問題に触れれば、以上の計算は現在の財政規模を前提に財政資金の流れを変えていくだけであって、どちらにも中立的である。しかし、補助金制度の全廃など国の財政制度は大きく変わることになる。
⑭　最後に、更に重要な問題は、現在の地方財政も国債の大量発行と地方交付税特別会計の大量借り入れで成り立っており、この改善が必要となることである。国債の発行を全て増税で代替させるならともかく、そうでないとするならば国と自治体間で共同税の配分比率についての議論が必要となるが、これは小論の範囲を超えるので、指摘だけに止めたい。

以上